平成２９年（フ）第６８９号
千葉県流山市南流山６―21―13　グリーンエステート南流山Ａ202号室、住民票上の住所千葉県流山市美原４丁目240番地の17
債務者　角田　政美
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７４８号
千葉県松戸市小金原１丁目９番地の６　パティオスクエア小金原Ａ棟105号
債務者　佐藤　拓真
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７５５号
千葉県柏市篠籠田559番地４　ＡＬＢＡ柏102号
債務者　坂口　勝利
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７７１号
千葉県松戸市上本郷3093番地　深尾コーポ102号
債務者　丹羽　朝美（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７７３号
千葉県柏市西町12番４号　コートドール柏110号
債務者　甲斐　昭人
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７８７号
千葉県流山市駒木649番地の73　エクセル小黒201
債務者　田中　弥生
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７９２号
千葉県野田市岩名2023番地の12　メゾングリーン102号
債務者　渡邉　孝一
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７９３号
千葉県野田市岩名2023番地の12　メゾングリーン102号
債務者　渡邉美千代（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７９８号
千葉県松戸市松戸新田473番地の12　エスペラント稔台101号
債務者　岩下　友香
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８１５号
千葉県松戸市西馬橋２丁目22番地の15　第一ミウラハイツ103号
債務者　花島　保昌
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８１６号
千葉県松戸市三矢小台４丁目３番地の７　中台コーポ201号
債務者　岡田　　豊
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１９５号
神奈川県横須賀市衣笠栄町３丁目62番地　ハウスビラ201
債務者　望月　尚弥
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２１２号
神奈川県横須賀市湘南鷹取５丁目40番10号
債務者　中嶋　奈緒
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第６５２号
神奈川県厚木市長谷1029番地７　グリーンハイツＴＡＫＡ201、前住所神奈川県厚木市森の里４丁目38番４―103号
債務者　佐分　勝雄
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９９３号
愛知県春日井市鳥居松町４丁目110番地、住民票上の住所愛知県春日井市鳥居松町４丁目146番地
債務者　小川きよ子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１００号
山口県防府市大字新田1340番地の４
債務者　鴻池　信一
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３１号
埼玉県熊谷市石原446番地５
債務者　島田　礼子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部